

問7 国際出願を基礎とするパリ優先権の主張（特・実）

国際出願（PCT）を基礎の出願として、パリ条約による優先権の主張をする場合に願書の【パリ条約による優先権等の主張】の欄にはどのように記載するのですか。

答： 【パリ条約による優先権等の主張】の【国・地域名】の欄には、政府間機関の名称又は国際出願の指定国のうち日本以外の一国を記載することになりますが、できる限り「世界知的所有権機関」と記載してください。

記載例（優先権の基礎となる国際出願の受理官庁が日本である場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 世界知的所有権機関

【出願日】 2000年00月00日 ←国際出願日を西暦で記載

【出願番号】 PCT/J P00000/000000 ←国際出願番号を記載

ただし、DAS（デジタルアクセスサービス）を利用して優先権証明書を提出する場合は、【国・地域名】の欄に、優先権主張の基礎となる国際出願の受理官庁の国名を記載してください。なお、国際出願が優先権主張の基礎の出願となる場合、すべての国際出願について、国際出願に係る書類を優先権証明書として、DASを利用して提出できるわけではありません。DASを利用して国際出願に係る書類を優先権証明書として提出できるのは、その優先権主張の基礎となる国際出願の受理官庁がDASに国際出願に係る書類を優先権証明書として提供している場合に限られます。

記載例（優先権の基礎となる国際出願の受理官庁がオーストラリアである場合）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】 オーストラリア

【出願日】 2000年00月00日 ←国際出願日を西暦で記載

【出願番号】 PCT/AU00000/000000 ←国際出願番号を記載

【出願の区分】 特許

【アクセスコード】 0000

【優先権証明書提供国（機関）】 世界知的所有権機関